

投資リスク

この保険にはお客様にご注意いただきたい投資リスクがあります。

- この保険は、特別勘定の運用実績によって積立金額が変動することにより、死亡保険金額、高度障害保険金額、満期保険金額および解約払戻金額等が変動(増減)するしきみの変額保険です。
- 特別勘定資産は、主として投資信託を通じて国内外の株式・債券等に投資されるため、この保険には資産配分リスク、価格変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、為替リスク、カントリーリスク、流動性リスク、派生商品(デリバティブ)取引のリスク等があります。このため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、満期保険金額、解約払戻金額等が、払込保険料の累計額を下回る場合があり、契約者に損失が生じるおそれがあります。(満期保険金額および解約払戻金額に最低保証はありません。)
- これらの投資リスクはすべて契約者に帰属します。特別勘定資産の運用成果が契約者の期待どおりでなかった場合でも、当社または生命保険募集人(募集代理店を含みます。)等の第三者が契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
- 契約者がご契約後に保険料の繰入割合の変更または積立金の移転(スイッチング)を行った際には、選択した特別勘定の種類によっては運用方針や投資リスクが異なることがあります。
- 資産運用に関する事項の詳細については、「特別勘定のしおり」に記載していますのでご確認ください。

検討に際しご留意いただきたい点

- 死亡保険金、高度障害保険金および満期保険金は、重複してお支払いしません。障害・介護保障特則を適用している場合は、死亡保険金、障害・介護保険金および満期保険金は、重複してお支払いしません。
- 高度障害保険金または障害・介護保険金をお支払いした場合には、保険金の支払事由に該当した時から、ご契約は消滅します。
- この商品の解約払戻金額は、特別勘定の運用実績により毎日変動(増減)します。
- 解約払戻金額は、解約に必要な書類を当社が受けた日の翌営業日(解約日)の積立金額を基準に計算します。ただし、解約日における保険料の払込年月数^{*1}が10年未満の場合は、積立金額から解約控除額^{*2}を差引きます。
*1 年払の場合は、保険料の払込年月数と経過年月数のいずれか短い年月数となります。
*2 解約控除額は、契約年齢、性別、保険料の払込年月数等により異なります。
- 解約払戻金額は払込保険料の累計額を下回る場合があります。(最低保証はありません。)特に、ご契約後短期間で解約をされたときの解約払戻金はまったくないか、あってもごく少額です。
- 特約については、保険期間を通じて解約払戻金はありません。
- この商品に、契約者配当金はありません。
- 契約年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については切捨てます。被保険者の保険契約上の年齢は毎年の年単位の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算します。保険期間等の満了時が被保険者の年齢により定められている場合、保険期間等は被保険者がその年齢に達する年単位の契約応当日の前日までとなります。
- この保険は生命保険商品であり、預金とは異なります。
- 保険料の自動振替貸付制度、保険契約の復活の取扱い(消滅した保険契約を元に戻す取扱い)はありません。
- ご契約後に、基本保険金額の増額、特約の途中付加、ご契約時に選択した特則の適用有無・型の変更をすることはできません。
- ご契約の内容等によっては、払込保険料の累計額が基本保険金額を上回る場合があります。
- 変額払済保険への変更の取扱い(保険料の払込みが困難となった場合等に保険料払済の変額保険に変更する取扱い)は、2026年1月に開始予定です。2026年1月以前のご契約についても取扱対象となります。
- 申込みの経路(募集代理店等)によっては取扱いできる特約、契約年齢、基本保険金額等が異なる場合があります。

この資料は、保険商品の概要を説明した「商品概要書」です。

ご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずご確認ください。

[募集代理店]

[引受保険会社]



はなさく生命保険株式会社

〒106-6218 東京都港区六本木3-2-1 六本木グランドタワー18階
(お客様コンタクトセンター) 0120-8739-17
(ホームページ) <https://www.life8739.co.jp/>

募HS-24-185-300(2025.1)

商品概要書

この商品は、はなさく生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、元本割れすることがあります。
特別勘定の運用実績等により、損失が生じることがあります。

はなさく生命
日本生命グループ

2025年1月

はなさく変額保険

変額保険(有期型)

商品の特徴

特徴①

もしものときに備え、
安心を確保できます

特徴②

将来の資産形成を
サポートします

特徴③

がん等の3大疾病^{*1}や特定8疾病^{*2}で所定の治療を受けられたとき等に、以後の保険料の払込みを免除します
(保険料払込み免除特約「特定8疾病・臓器移植Ⅰ型またはⅢ型」を付加した場合)

*1 がん(上皮内がんを含む)・心疾患・脳血管疾患

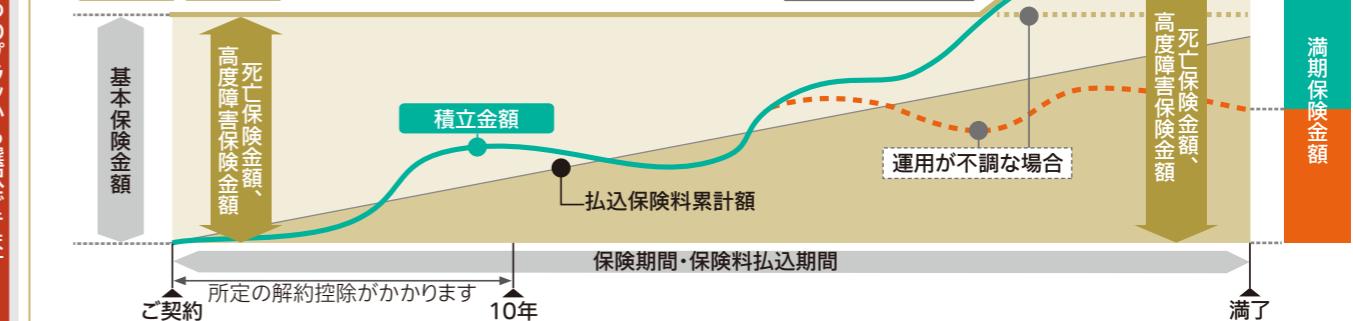
*2 がん(上皮内がんを含む)・心疾患・脳血管疾患・肝硬変・慢性膀胱炎・慢性腎不全・糖尿病・高血圧性疾患に関連する動脈疾患

商品の仕組み図

変額保険(有期型)

- 万一のとき、または所定の高度障害状態になられたとき、保険金^{*3}を受取れます
- 保険期間満了時まで生存されたとき、特別勘定の運用実績に応じた積立金額^{*4}を満期保険金として受取れます

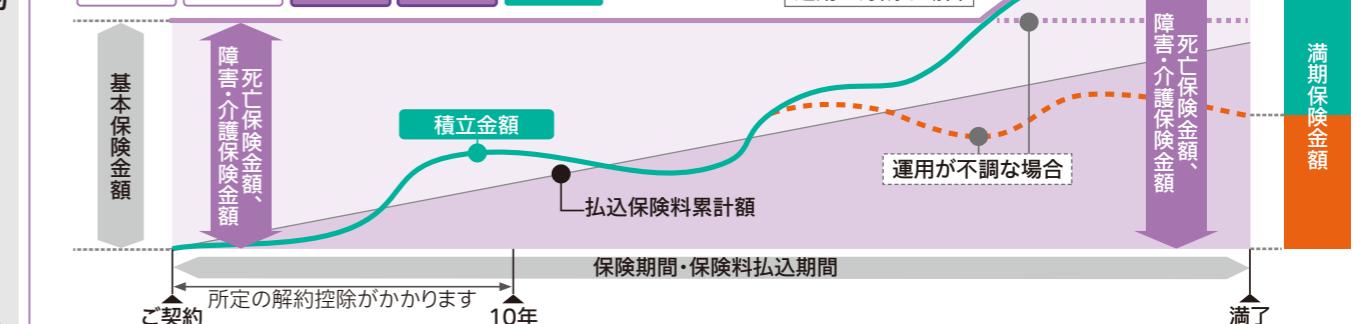
死亡 高度障害 資産形成



変額保険(有期型)[障害・介護保障特則適用]

- 万一のとき、または所定の高度障害状態、身体障害状態、要介護状態になられたとき、保険金^{*3}を受取れます
- 保険期間満了時まで生存されたとき、特別勘定の運用実績に応じた積立金額^{*4}を満期保険金として受取れます

死亡 高度障害 身体障害 要介護 資産形成



保険料払込み免除特約

- がん等の特定疾病で所定の治療を受けられたとき等に以後の保険料の払込みを免除します

保障範囲は、4つの型から選択 3大疾病Ⅰ型 3大疾病Ⅲ型 特定8疾病・臓器移植Ⅰ型 特定8疾病・臓器移植Ⅲ型

*3 基本保険金額または保険金の支払事由に該当された日の積立金額のいずれか大きい金額 *4 保険期間満了日の積立金額
※上記の図はイメージであり、将来の積立金額、死亡保険金額、高度障害保険金額、障害・介護保険金額、満期保険金額を保証するものではありません。

- この商品は、特別勘定の運用実績によって積立金額が変動することにより、死亡保険金額、満期保険金額および解約払戻金額等が変動(増減)するしきみの変額保険です。
- 特別勘定資産は、主として投資信託を通じて国内外の株式・債券等に投資されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、満期保険金額、解約払戻金額等が、払込保険料の累計額を下回る場合があり、契約者に損失が生じるおそれがあります。(満期保険金額および解約払戻金額に最低保証はありません。)
- お払込みいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結や維持、基本保険金額の最低保証に必要な費用等にあてられ、それらを除いた金額が特別勘定で運用されます。

中面もご確認ください

主なお取扱い【主契約】<対面申込>

契約年齢 (被保険者の年齢)	0~70歳 (障害・介護保障特則を適用する場合:0~64歳)			
保険期間 ¹	歳満期	50歳・55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳・85歳	保険料 払込期間	保険期間と同一
	年満期	10年・15年・20年・25年・30年・35年		
最低基本保険金額 ²	200万円	最高基本保険金額 (保険料払込免除特約を付加する場合は3,000万円)		

*1 契約年齢、性別、障害・介護保障特則の適用有無によって、選択することのできない保険期間があります。

*2 最低基本保険金額を上回る場合でも月払保険料5,000円未満または年払保険料59,000円未満の場合はお取扱いできません。

※契約者の年齢は18歳以上に限ります。

※契約年齢、基本保険金額によって、健康診断・人間ドックの結果等の提出が必要になる場合があります。

保障内容【主契約】

保険金名称	支払事由の概要	支払額	受取人
死亡保険金	死亡されたとき	基本保険金額または 支払事由に該当された日の 積立金額の いずれか大きい金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	所定の高度障害状態になられたとき		被保険者
満期保険金	保険期間満了時まで生存されたとき	保険期間満了日の 積立金額	満期保険金受取人

<障害・介護保障特則を適用する場合>

保険金名称	支払事由の概要	支払額	受取人
死亡保険金	死亡されたとき	基本保険金額または 支払事由に該当された日の 積立金額の いずれか大きい金額	死亡保険金受取人
障害・介護保険金	次のいずれかに該当されたとき ①所定の高度障害状態になられたとき ②身体障害者福祉法に定める障害の級別の 1級、2級、3級または4級の障害に該当し、 身体障害者手帳を交付されたとき ③公的介護保険制度による要介護1以上に 該当していると認定されたとき		被保険者
満期保険金	保険期間満了時まで生存されたとき	保険期間満了日の 積立金額	満期保険金受取人

●公的介護保険制度による要介護認定は満40歳以上の方が対象となり、満39歳以下の方は要介護認定を受けることはできません。(2024年10月現在)

●高度障害保険金、障害・介護保険金のお支払いは、原因となる傷病が責任開始時以後に生じた場合に限ります。

●保険料払込免除特約の付加にかかわらず、不慮の事故による所定の身体障害状態³になられたとき、以後の保険料の払込みを免除します。

●保険料の払込みの免除は、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始時以後に生じた場合に限ります。

*3 障害・介護保険金の支払対象となる所定の身体障害状態とは保障範囲が異なります。

お客様にご負担いただく費用

⚠ この保険にはお客様にご負担いただく費用があり、次の費用の合計となります。

保険関係費

保険関係費とは、お払込みいただいた保険料または積立金から控除される諸費用です。

項目	費用	控除する時期等
保険契約の締結・維持および 保険料の収納に必要な費用	* 4	特別勘定への繰入れ ⁵ の際に 保険料から控除します。
特別勘定の管理に必要な費用	各特別勘定の積立金額に対して 年率0.45%	左記の365分の1を日々、 ユニット価格の計算の過程で控除します。
基本保険金額の最低保証に必要な費用		
死亡保障等に必要な費用 ⁶	* 4	契約日始および月単位の契約応当日始に 積立金から控除します。
保険料払込免除に関する費用	保険料に対して、0.05~0.15% (保険料払込期間に応じます。) ⁷	特別勘定への繰入れ ⁵ の際に 保険料から控除します。

*4 被保険者の年齢、性別、保険期間等により異なるため、具体的な金額や上限額を表示することができません。

*5 年払契約の場合、毎月、年払保険料を月ごとに分割した月払保険料相当額(月払契約の場合の保険料をいいます。)を特別勘定に繰入れます。

*6 保険契約の維持に必要な費用の一部を含みます。

*7 このほか、保険料払込免除特約を付加した場合は、特約による保険料払込免除に関する費用⁴を保険料から控除します。
(特約を付加した場合に増加する保険料部分については、特別勘定での運用は行いません。)

運用関係費

特別勘定の名称	費用(信託報酬)	控除する時期等
	特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して	
バランス50型	年率0.16500% (税抜0.1500%)	特別勘定の投資対象となる 投資信託の純資産総額から 毎日控除します。
バランス70型	年率0.16500% (税抜0.1500%)	
国内株式型	年率0.08250% (税抜0.0750%)	
国内株式アクティブ型	年率0.68750% (税抜0.6250%)	
世界株式型	年率0.06325% (税抜0.0575%)	
世界株式アクティブ型	年率0.74800% (税抜0.6800%)	
先進国株式型	年率0.07150% (税抜0.0650%)	
米国株式アクティブ型	年率0.57750% (税抜0.5250%)	
外国債券型	年率0.07150% (税抜0.0650%)	
マネー型	金利情勢、投資対象となる短期金融商品によって変動します。	

※運用関係費には、信託報酬のほか信託事務の諸費用等、有価証券の売買委託手数料および消費税等の諸費用が含まれますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は、特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニット価格に反映されます。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することになります。

※運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

解約・減額時にご負担いただく費用

項目	費用	控除する時期等
解約控除	解約日または減額日における保険料の払込年月数 ⁸ が10年未満の場合に、基本保険金額またはその減額分に対して、保険料の払込年月数により計算した額	解約日または減額日 積立金額から控除します。

※保険料の払込年月数⁸が10年未満の場合は、変額払済保険への変更時にも、変更後のご契約の原資となる解約払戻金の計算の際に解約控除がかかります。

※解約控除額は、契約年齢、性別、保険料の払込年月数等により異なるため、具体的な金額を表示することができません。

*8 年払の場合は、保険料の払込年月数と経過年月数のいずれか短い年月数となります。

年金支払選択時の年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	費用	控除する時期等
年金管理費	毎年お支払いする年金額に対して1.0%	毎年の年金の支払基準日に 責任準備金から控除します。

※年金管理費は将来変更となる場合があります。